

第91回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月28日（火曜日） 午前10時

開催場所茨城県高萩市上手綱3333番地3
当社本社会議室**議案**

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）
6名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員）2名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使くださいようお願い申し上げます。

議決権行使期限：2022年6月27日（月曜日）
午後5時まで

目次

第91回定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	5
(提供書面)	
事業報告……………	16
連結計算書類……………	33
計算書類……………	43
監査報告……………	53

株主各位

証券コード 6319
2022年6月10日

茨城県高萩市上手綱3333番地3
株式会社シンニッタン
代表取締役社長 **平山 泰行**

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第91回定時株主総会を次頁のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討のうえ3頁記載の「議決権行使等についてのご案内」をご参照いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月28日（火曜日）午前10時
2 場 所	茨城県高萩市上手綱3333番地3 当社本社会議室 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第91期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第91期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）6名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員）2名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにて修正後の事項を掲載させていただきます。
- (3) 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

当社ウェブサイト (<https://www.snt.co.jp>)



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月28日(火曜日)
午前10時



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月27日(月曜日)
午後5時00分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月27日(月曜日)
午後5時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 冊
御中
××××年 ×月××日

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

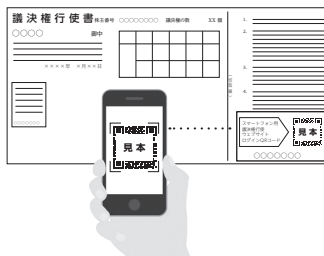
書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

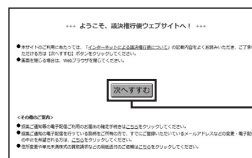
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

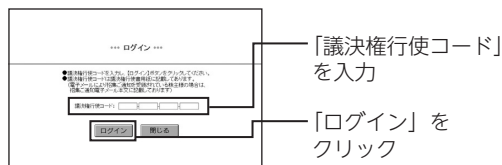
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

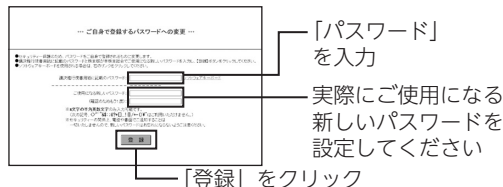
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、経営体質の強化と今後の事業展開のための内部留保を勘案するとともに、株主の皆様への利益還元にあたっては、安定的かつ継続的な配当を基本としております。

当期の期末配当につきましては株主の皆様のご支援にお応えするため、上記方針等に鑑み、以下のとおり、1株につき10円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 10円 配当総額 368,487,980円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月29日

第2号議案

定款一部変更の件

1.提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第19条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第19条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第19条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第19条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の実任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、第85回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度額の範囲内において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新 設)</p>

変更案
<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第19条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則</p> <p>(監査役の実任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会資料の電子提供制度に関する経過措置)</p> <p><u>第2条</u> 変更前定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第19条はなお効力を有する。</p> <p><u>3</u> 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3.補足説明

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のウェブサイトに掲載し、株主に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主に対して株主総会資料を提供することができる制度です。

電子提供制度は、上場会社に対して強制適用されることから、当社では2023年6月の株主総会から電子提供制度が適用され、株主の皆様のお手元には簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したこと及びウェブサイトのアドレスを記載したお知らせ）のみをお届けすることになります。

次回以降の株主総会において、株主総会資料を書面で受領したい株主様は、毎事業年度の末日までに、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただく必要があります（2023年6月に開催される第92回定時株主総会において、株主総会資料を書面で受領したい株主様は、2023年3月31日までにお手続きが必要になります）。

「書面交付請求」のお手続きにつきましては、口座を開設している証券会社、もしくは、当社の株主名簿管理人である三井住友信託銀行まで、お問い合わせください。

第3号議案**取締役（監査等委員であるものを除く）6名選任の件**

取締役（監査等委員であるものを除きます。以下、本議案において同じです。）全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会から各候補者について適任であり、特段の指摘事項は無い旨確認しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	平山 泰行	代表取締役社長	再任
2	長久保眞治	常務取締役鍛造事業部長	再任
3	川島 俊也	取締役	再任
4	高橋 克夫	取締役グループ戦略部長	再任
5	大井 進	—	新任
6	森谷 弘史	社外取締役	再任 社外 独立

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

平山 泰行 (ひらやま やすゆき)

再任



生年月日

1961年11月25日

所有する当社の株式数

30,000株

略歴、地位および担当

1984年 4月	(株)協和銀行 (現(株)りそな銀行) 入行	2017年 4月	同行 専務執行役員
2011年 6月	同行 執行役員	2018年 4月	同行 代表取締役副社長
2013年 4月	同行 常務執行役員	2020年 5月	当社 顧問
		2020年 6月	当社代表取締役社長 (現)

重要な兼職の状況

中部鍛工(株)取締役会長
(株)セイタン取締役会長
サイアム・メタル・テクノロジー社取締役

候補者とした理由

長年にわたる金融機関での業務を通じて得た豊富な経験、知識と、同機関において役員等要職歴任に伴い培われた広範な見地および人的関係を有し、企業経営に対する外部の視点等も持ち合わせています。代表取締役社長として、取締役会の決議を執行するとともに、会社の業務全般を統括しており、グループ全体の収益力向上、企業価値向上に欠かせないと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

長久保 眞治 (ながくぼ しんじ)

再任



生年月日

1957年10月3日

所有する当社の株式数

44,100株

略歴、地位および担当

2006年 9月	当社鍛造営業部長	2015年 6月	当社常務取締役 鍛造事業部長 (現)
2007年 4月	当社執行役員鍛造営業部長		
2009年 6月	当社取締役鍛造営業部長		

重要な兼職の状況

(株)セイタン取締役
サイアム・メタル・テクノロジー社取締役
つくば工機(株)取締役

候補者とした理由

取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしています。また基幹事業の鍛造事業を統括しており、同事業の運営に豊富な経験と実績があり、当社の経営に欠かせないと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

川島 俊也 (かわしま しゅんや)

再任



生年月日
1955年5月21日

所有する当社の株式数
12,100株

略歴、地位および担当

1980年 4月 日立金属(株) 入社
2010年 7月 同社技術センター生産技術
部長
2014年 4月 (株)セイタン 副社長
2014年 6月 同社代表取締役社長 (現)
2019年 6月 当社取締役 (現)

重要な兼職の状況

(株)セイタン代表取締役社長

候補者とした理由

基幹事業の主要子会社の社長として、事業の拡大、発展に多大な貢献があり、これまでの豊富な経験と実績が、当社の経営に欠かせないと判断し、取締役候補者といいたしました。

候補者番号 4

高橋 克夫 (たかはし かつお)

再任



生年月日
1964年7月18日

所有する当社の株式数
5,100株

略歴、地位および担当

1988年 4月 (株)協和銀行
(現(株)りそな銀行) 入行
2012年 7月 同行市ヶ谷支店支店統括部長
2017年 4月 (株)埼玉りそな銀行融資部長
2020年 4月 当社経営企画部長
2021年 4月 当社グループ戦略部長
2021年 6月 当社取締役
グループ戦略部長 (現)

重要な兼職の状況

(株)セイタン取締役
(株)エヌケーケー監査役

候補者とした理由

長年にわたる金融機関での業務を通じて得た豊富な経験、知識、専門的見地を有し、同機関での部店統括の職歴から養われた組織統合力を持ち合わせることから、当社グループ全体の総合力の強化、企業価値向上において欠かせないと判断し、取締役候補者といいたしました。

候補者番号 5

大井 進 (おおい すずむ)

新任



生年月日
1959年5月21日

所有する当社の株式数
4,000株

略歴、地位および担当

1982年 4月 日産自動車(株)入社
2013年 4月 同社横浜工場第二製造部部长
2016年 4月 当社入社
サイアム・メタル・テクノロジー社
(SMT) 工場長
2018年 4月 SMT取締役社長 (現)

重要な兼職の状況

SMT取締役社長

新任候補者とした理由

自動車メーカーにおいて、一貫して技術部を経験、鍛造事業に精通しており、現在は当社グループの海外現地法人を社長として統率しています。
EVシフト等外部環境の激変下、新たな事業ポートフォリオの構築に向け技術的な側面からのアプローチは当社グループに不可欠なものと判断し、新任の取締役候補者いたしました。

候補者番号 6

森谷 弘史 (もりや ひろし)

再任 社外 独立



生年月日
1957年5月11日

所有する当社の株式数
0株

略歴、地位および担当

1980年 4月	日産自動車(株)入社	2013年 4月	同社代表取締役社長兼最高 経営責任者
2006年 4月	同社CVP執行役員	2018年 4月	同社代表取締役会長
2007年 4月	カルソニックカンセイ(株) (現マレリ(株)) 常務執行役員	2019年 1月	同社会長 (現)
		2021年 6月	当社社外取締役 (現)

重要な兼職の状況

マレリ(株)会長 (現)
埼玉県人事委員会委員 (現)
(株)ヨロズ社外取締役 (現)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年にわたる自動車業界における豊富な知見に加え、グローバル企業経営者としての実績・経験を踏まえ、当社取締役会において戦略的方向性・企業価値向上策へのアドバイス等に貢献して頂けるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。
同氏は、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての通算の在任期間は、本総会最終後の時をもって1年となります。

- (注) 1) 上記候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2) 森谷弘史氏は社外取締役候補者であります。同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を継続する予定であります。
- 3) 当社は同氏を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- 4) 上記の記載事項について、社外取締役候補者からの意見はございません。
- 5) 当社は、取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約は加入しておりませんが、今後同保険契約加入については、検討を予定しております。

取締役（監査等委員）2名選任の件

監査等委員である取締役加藤興平氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了につき退任いたします。
 また監査等委員である取締役清家千春氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
 つきましては、引続き監査体制の充実を図ることから、2名の監査等委員の選任をお願いするものであります。
 選任される監査等委員の任期につきましては、当社定款の定めにより、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。
 尚、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
 監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 **1** **清家 千春**（せいけ ちはる）

再任 **社外** **独立**



生年月日
1959年10月11日
 所有する当社の株式数
0株

略歴、地位および担当

1987年 9月 税理士登録
清家千春税理士事務所
 2006年 1月 ソフィア税理士法人
代表税理士（現）
 2015年 6月 当社社外監査役
 2016年 6月 当社社外取締役
（監査等委員）（現）
 米国イリノイ州・ワシントン州並びに
グアムCPA（米国公認会計士）

重要な兼職の状況

ソフィア税理士法人 代表税理士

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

税理士としての国内外の会計・税務知識に精通した高い見識と、社外監査役及び監査等委員である社外取締役としての経験・識見を活かし、引き続き、当社のコーポレート・ガバナンスの向上や経営全般への監督・監視に貢献することが期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての通算の在任期間は、本総会終結後の時をもって6年となります。なお、同氏が社外取締役として在任中において、第89期の自己株式の取得および第90期の配当金の支払が、会社法および会社計算規則規定の分配可能額超過であることが判明いたしました。同氏は従前より取締役会等において法令遵守の徹底を求め、本件発生後は、再発防止のための当社の取組みについて確認し、提言を行う等その職責を果たしております。



生年月日
1949年9月28日

所有する当社の株式数
10,000株

略歴、地位および担当

1973年 4月	日商岩井 (現双日) (株)入社	2018年 4月	同社代表取締役会長CEO
1998年 6月	日商エレクトロニクス(株) 取締役ネットワーク事業部長	2019年 4月	同社代表取締役会長
2002年 6月	同社代表取締役社長CEO	2019年 6月	デクセリアルズ(株) 社外取締役
2009年 6月	同社取締役会長	2021年 7月	(株)JVCケンウッド特別顧問 (2022年6月退任予定)
2010年 7月	双日(株)機械部門顧問	2021年11月	(株)立花エレテック 特別顧問 (2022年6月退任予定)
2014年 5月	(株)JVCケンウッド 代表取締役社長 COO、CIO、CRO	2021年12月	横浜商工会議所機械・金属工業部会長 (2022年6月退任予定)
2016年 4月	同社代表取締役社長CEO		

重要な兼職の状況

フィード・ワン(株)社外取締役 (就任予定)
(株)立花エレテック社外取締役 (就任予定)

新任社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

上場会社2社の経営者としての手腕と実績に加え、海外及びDXに関する見聞も有することから、当社取締役会における監査・監督業務を、多面的なスキルのもとに遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

(注) 1) 清家千春氏

- ①清家千春氏は、当社との間に特別の利害関係はありません。
- ②清家千春氏は社外取締役候補者です。同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を継続する予定であります。
- ③当社は清家千春氏を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- ④上記の記載事項について、社外取締役候補者からの意見はございません。
- ⑤当社は、監査等委員である取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約は加入しておりませんが、今後同保険契約加入については、検討を予定しております。

2) 辻孝夫氏

- ①辻孝夫氏は、当社との間に特別の利害関係はありません。
- ②辻孝夫氏は社外取締役候補者です。同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
- ③辻孝夫氏は、東京証券取引所の定める要件を満たす独立役員候補であり、独立役員として届け出る予定です。
- ④辻孝夫氏は、フィード・ワン(株)の定時株主総会 (2022年6月24日開催予定) の承認が得られた場合、同社の社外取締役に就任予定であります。
- ⑤辻孝夫氏は、(株)立花エレテックの定時株主総会 (2022年6月29日開催予定) の承認が得られた場合、同社の社外取締役に就任予定であります。
- ⑥上記の記載事項について、社外取締役候補者からの意見はございません。
- ⑦当社は、監査等委員である取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約は加入しておりませんが、今後同保険契約加入については、検討を予定しております。

【取締役のスキルマトリックス】

役 職 名	氏 名	独 立 社 外	企 業 経 営 ・ 経 営 戦 略	財 務・ 会 計	法 務 コ ン プ ラ イ ア ン ス リ ス ク 管 理	SCM	ブ ラ ン ド 戦 略 マ ー ケ テ ィ ン グ 営 業	M&A	ICT DX	技 術 品 質 環 境
代 表 取 締 役 社 長	平 山 泰 行		●	●	●		●	●		
常 務 取 締 役	長 久 保 眞 治		●			●	●			●
取 締 役	川 島 俊 也		●			●	●			●
取 締 役	高 橋 克 夫			●	●			●		
取 締 役	大 井 進		●			●				●
取 締 役	森 谷 弘 史	○	●			●	●	●		●
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 林 謙 治			●	●	●	●	●		
取 締 役 (監 査 等 委 員)	清 家 千 春	○		●	●			●		
取 締 役 (監 査 等 委 員)	齊 藤 健 一	○	●	●				●	●	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	辻 孝 夫	○	●			●	●	●	●	●

以上

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、外部環境として最も大きな影響が懸念された新型コロナウイルス感染症が拡大と縮小を数度にわたり繰り返し、また変異株発現の報告などもあって、先行きの見通しが立ちにくい状況にありました。しかしながら世界的には新型コロナウイルス感染症への対応が徐々に日常化され、ワクチン接種の進捗と効果も認められたことなどにより、商業活動への制限は緩和傾向にあると考えられ、景気の持ち直しに対する期待は強くなりました。

当社グループの業績においては、需要が力強く推移した建設機械産業向け鍛造品が好調を維持しました。一方、自動車産業向け鍛造事業や物流事業においては、半導体不足に伴う自動車生産活動の停滞が続いたことにより、当社グループの受注が想定通りにいかない状況も生じました。以上のように好悪両面の入り混じった経済環境に直面しましたが、新型コロナウイルス感染症への対応に先手を打つことが難しかった前期と比較すれば、リスク管理体制を見直すことでその影響を緩和することができ、受注の回復も相まって、当社グループの業績は総じて改善基調となりました。

このような状況下、当社グループの当連結会計年度の売上高は、主力の鍛造事業で受注回復の傾向が見られ、前期比20億34百万円増加の172億48百万円となりました。また利益については、売上高の増加に伴い、営業利益が5億23百万円（前期は6億7百万円の損失）、経常利益は6億88百万円（同2億95百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億29百万円（同5億47百万円の損失）となりました。

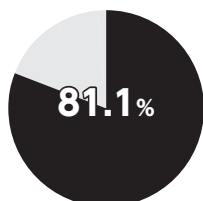
なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等の適用により、従来の方法に比べて売上高が17億50百万円減少し、営業利益及び経常利益はそれぞれ9百万円増加しております。

	第90期 (2021年3月期)	第91期 (2022年3月期)	前連結会計年度比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
売上高	15,214	17,248	2,034増
営業利益または営業損失	△607	523	1,130増
経常利益または経常損失	△295	688	983増
親会社株主に帰属する当期純利益 または 親会社株主に帰属する当期純損失	△547	429	977増

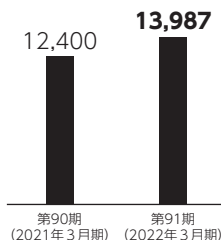
事業の状況は、次のとおりであります。

鍛造事業

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)



当社グループの主要事業である鍛造事業は、受注の回復により売上高は前期比15億87百万円増加の139億87百万円、営業利益は売上高の増加等により6億75百万円（前期は3億54百万円の損失）となりました。なお、鍛造事業においては、収益認識会計基準等の適用により、従来の方法に比べて売上高が17億50百万円減少していますが、営業利益は9百万円増加しております。各分野の状況は以下のとおりです。

① 自動車産業向け

鍛造品の主要マーケットである国内自動車産業の海外生産及び部品現地調達拡大により、同産業に関わる鍛造品の国内需要は減少傾向にありますが、前期に比べ新型コロナウイルス感染症の影響は軽減され、当連結会計年度での業績は回復基調となっております。しかしながら、半導体不足を起因とした自動車生産活動の停滞の影響が長引いたため、需要の回復度合いは、当初想定よりも抑制的なものとなりました。

タイ国の子会社においては、半導体不足による自動車生産台数減少の影響を受けながらも、前期に比べれば自動車産業からの受注が回復し、業績は堅調に推移しました。但し、日本に比べタイ国内では新型コロナウイルス感染規模の低位安定を確認しにくいため、生産活動への影響を最小限にとどめながら社内感染防止策を実施するなど、慎重なリスク管理のもと日々の業務を運営しております。

② 建設機械産業向け

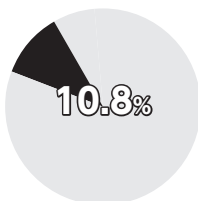
建設機械産業は、建設機械ならびに鉱山機械の市況が順調に推移することにより、関連する鍛造部品の受注が高水準で推移し、当初想定を上回る業績を上げております。

③ その他産業向け

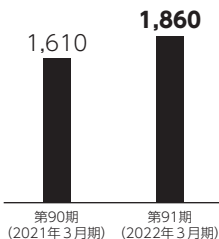
建築資材や工作機械部品など、自動車関連以外のマーケットでの受注実績が積み上がっており、販路拡大に向けた企業努力は結果しつつあります。

建機事業

売上高構成比



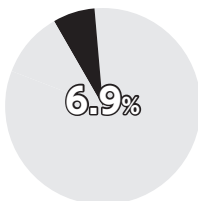
売上高 (単位：百万円)



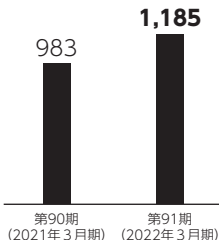
仮設機材の販売・リースを行う建機事業は、首都圏での再開発事業や社会インフラの改修整備等が堅調なことから、仮設機材の需要が回復基調にあり、前期を下回らない水準で推移しました。この結果、売上高は前期比2億49百万円増加の18億60百万円、営業利益は、売上高の増加もあり同1億50百万円増加の1億9百万円となりました。

物流事業

売上高構成比



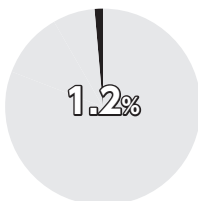
売上高 (単位：百万円)



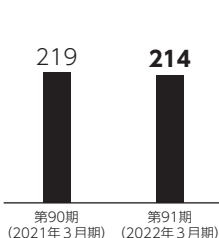
金属製パレットの製造販売を中心とした物流事業は、自動車製造業を営む取引先が半導体不足の影響から生産を抑制すると同時にパレットを買い控える傾向にあり、売上を確保するなかにあっては、一部利益率の低い案件も混在しました。この結果、売上高は前期比2億2百万円増加の11億85百万円、営業利益は同74百万円減少の24百万円となりました。

不動産事業

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)



不動産事業の売上高は、一部テナントの入れ替わりがあるも入居状況は堅調に推移し、前期比4百万円減少の2億14百万円となり、営業利益は同4百万円増加の1億28百万円となりました。

(2) 今後の見通し

2023年3月期の業績は、新型コロナウイルス感染症に加え、半導体不足の影響で世界経済全体が一時混沌とした状況にあった2022年3月期に比べれば、緩やかに改善するものと想定しています。引続き新型コロナウイルス感染者数の拡大や、半導体不足、加えてロシアによるウクライナ侵攻がもたらす影響が懸念されるものの、ワクチン接種の進捗や各国のコロナ対策及び経済政策による需要喚起、主要取引先の新車発売、世界各国でのインフラ整備進展による堅調な建設機械需要等による業績押し上げ効果を、2023年3月期の当社グループの業績予想に織込んでいます。

(3) 対処すべき課題

当社グループは引き続き経営体質の強化と、各事業での業績の向上に努めるべく、2022年5月16日に中期経営計画<2023年3月期~2025年3月期>（以下、中期計画）を公表しました。

地政学リスク、サプライチェーンリスク長期化の可能性があることに加え、脱炭素をはじめとした地球環境問題への対応が不可避であるなど、業界を取り巻く環境は一大変革期にあります。

かかる環境を踏まえ、この中期計画を、これからの時代に何をもって新しい価値を創造し、いかに経営理念を実現していくかを深掘り・探索する「第一ステップ期間」と位置付けました。

鍛造品や仮設機材、パレットといった鉄の加工品を通じ、「環境との共生」への貢献、「社会インフラ」整備への貢献、「人口減少下における省人化ニーズ」や「物流インフラ」向上への貢献、をテーマに、EV、建築資材、工作機械やロボットなどの分野においても、新しい価値の創造に果敢に挑戦する所存です。併せて生産工程におけるカーボンニュートラルへの取組や、再生可能エネルギー分野への関与を通じて、環境問題にも対応してまいります。

これらのビジョン実現のために当社グループは、グループ企業間で「支える、共有する、学び合う」ことを念頭に置き、生産体制の相互補完を強めるなど連携機能を発揮することで、不確実性の高い経済環境に向き合っていく方針です。

以上を通して、中期計画終期である2025年3月期には、売上高200億円、経常利益率6.0%を目指します。

(4) 設備投資の状況

当社グループでは「グループ総合力の最大限の発揮」を基本方針として、生産能力増強及び効率化・最適化を図るべく、当連結会計年度は、全体で758,808千円の設備投資を実施しました。

主なものは、鍛造事業タイ子会社アスクルシャフト加工ライン関連設備更新488,102千円であります。

(5) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資に要する資金は、自己資金により賄いました。

(6) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(8) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

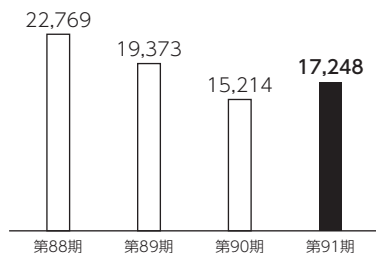
特記事項はありません。

(9) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

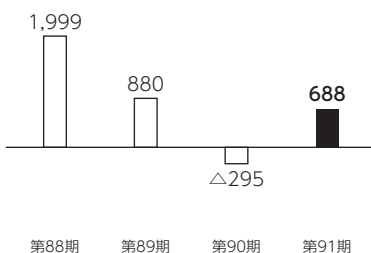
該当事項はありません。

(10) 財産および損益の状況の推移

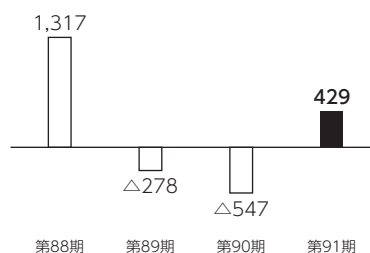
■ 売上高 (単位：百万円)



■ 経常利益 (△損失) (単位：百万円)

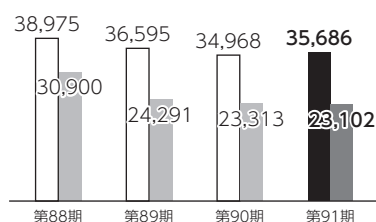


■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (△純損失) (単位：百万円)

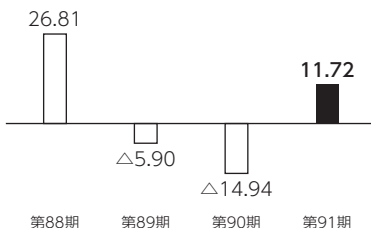


■ 総資産/純資産 (単位：百万円)

■ 総資産 ■ 純資産



■ 1株当たり当期純利益 (△純損失) (単位：円)



区 分	第88期	第89期	第90期	第91期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	22,769	19,373	15,214	17,248
経 常 利 益 (△ 損 失) (百万円)	1,999	880	△295	688
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 (△ 純 損 失) (百万円)	1,317	△278	△547	429
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	26.81	△5.90	△14.94	11.72
総 資 産 (百万円)	38,975	36,595	34,968	35,686
純 資 産 (百万円)	30,900	24,291	23,313	23,102

(注) 1. 1株当たり当期純利益 (△純損失) は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数によって算出しております。

2. 1株当たり当期純利益 (△純損失) 金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託 (J-E SOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当連結会計年度194千株であります。

3. 表示方法の変更により、第89期の表示金額の組替えを行いました。

(11) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
中部鍛工(株)	300 百万円	100	鍛工品の製造販売及び鍛工品の加工
(株)セイタン	350 百万円	100	鍛工品及びそれらの加工品・組立品の設計、製造、販売
サイアム・メタル・テクノロジー社	617 百万タイバツ	98	鍛工品の製造販売及び鍛工品の加工
(株)エヌケーケー	30 百万円	100	建設用機材、物流機器の製造販売
つくば工機(株)	10 百万円	100	鍛工品の機械加工

連結子会社は、上記重要な子会社5社であります。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(12) 主要な事業内容

① 鍛造事業

- ・ 鍛工品の製造ならびに販売
- ・ 機械器具の製造ならびに販売

② 建機事業

- ・ 建設用機材の製造ならびに販売
- ・ 各種機器の賃貸借

③ 物流事業

- ・ 物流機器の製造ならびに販売

④ 不動産事業

- ・ 不動産の賃貸ならびに管理業務

(13) 主要な営業所および工場等

当社	本社および工場	茨城県高萩市上手綱3333番地 3
	東京本社	神奈川県川崎市川崎区
中部鍛工株式会社	本社および工場	愛知県新城市
株式会社セイタン	本社および工場	新潟県南魚沼市
サイアム・メタル・テクノロジー社	本社および工場	タイ国ラヨン県
株式会社エヌケーケー	本社および工場	茨城県結城市
つくば工機株式会社	本社および工場	茨城県高萩市

(14) 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

事業	従業員数 (名)	前期比増減 (名)
鍛造事業	664	4
建機事業	47	△3
物流事業	22	△1
全社 (共通)	17	3
合計	750	3

(注) 不動産事業の従業員数は、全社 (共通) に含まれております。

② 当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前期比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
190	15	47.7	7.9

(15) 当社グループの主要な借入先および借入額

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	1,920
株式会社りそな銀行	1,600
三井住友信託銀行株式会社	1,000

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 115,000,000株

(2) 発行済株式の総数 55,000,000株
(自己株式18,151,202株を含む。)

(3) 株主数 6,258名 (前期比552名増)

(4) 単元株式数 100株

(5) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	3,130	8.50
東プレ(株)	2,585	7.02
日本製鉄(株)	2,577	7.00
日本パーカライジング(株)	1,878	5.10
(株)りそな銀行	1,836	4.98
(株)みずほ銀行	1,836	4.98
佐藤商事(株)	1,693	4.59
東京海上日動火災保険(株)	1,560	4.23
(株)NITTAN	1,359	3.69
日鉄物産(株)	1,200	3.26

(注) (1) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当社は、自己株式18,151千株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。

(3) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。ただし、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託 (J-E S O P)」制度に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託 E 口) が所有している当社株式193千株については含めて計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分および所有の状況

自己株式の取得、処分はございません。

事業年度末における保有株式

普通株式	18,151,202株
------	-------------

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	平山 泰行	中部鍛工(株) 取締役会長 (株)セイトン 取締役会長 サイアム・メタル・テクノロジー社 取締役
常務取締役	長久保 眞治	鍛造事業部長 (株)セイトン 取締役 サイアム・メタル・テクノロジー社 取締役
取締役	鈴木 毅	鍛造事業部テクニカルアドバイザー つくば工機(株) 代表取締役社長
取締役	川島 俊也	(株)セイトン 代表取締役社長
取締役	高橋 克夫	グループ戦略部長 財務部 総務部担当 (株)セイトン 取締役
取締役 (社外取締役)	森谷 弘史	マレリ(株) 会長 埼玉県人事委員会委員 (株)ヨロズ 社外取締役
取締役 (監査等委員・常勤)	小林 謙治	監査等委員長
取締役 (監査等委員)	加藤 興平	弁護士 (銀河総合法律事務所) (株)BANDAI SPIRITS 社外監査役
取締役 (監査等委員)	清家 千春	税理士 (ソフィア税理士法人代表税理士)
取締役 (監査等委員)	齊藤 健一	税理士 (税理士法人サンク・アンド・アソシエイツ代表社員)

- (注) 1. 取締役森谷弘史氏、加藤興平氏、清家千春氏および齊藤健一氏は、社外取締役であります。なお、森谷弘史氏、加藤興平氏、清家千春氏および齊藤健一氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 取締役森谷弘史氏、加藤興平氏、清家千春氏および齊藤健一氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、当社は監査等委員会の実効性を高めるため、小林謙治氏を常勤の監査等委員として選定することで、情報収集その他監査・監督機能を強化しております。
3. 監査等委員加藤興平氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 清家千春氏、齊藤健一氏は、税理士の資格を有しており、また小林謙治氏は当社財務部長の経歴を有しており、各々財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 2021年6月25日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって、橋本諭氏は代表取締役会長を退任いたしました。
6. 2021年6月25日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって、神永眞氏は取締役 (監査等委員・常勤) を辞任いたしました。
7. 2021年6月25日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって、渡辺文雄氏は取締役 (監査等委員) を辞任いたしました。
8. 2021年6月25日開催の第90回定時株主総会において、高橋克夫氏は取締役に選任され、就任いたしました。
9. 2021年6月25日開催の第90回定時株主総会において、森谷弘史氏は取締役 (社外取締役) に選任され、就任いたしました。
10. 2021年6月25日開催の第90回定時株主総会において、小林謙治氏は取締役 (監査等委員・常勤) に選任され、就任いたしました。
11. 2021年6月25日開催の第90回定時株主総会において、齊藤健一氏は取締役 (監査等委員) に選任され、就任いたしました。
12. 会社役員が締結している補償契約に関する事項
当社と、会社役員が締結している補償契約はございません。
13. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項
当社は、当社監査等委員を含む取締役を対象とした役員等賠償責任保険契約には加入しておりません。

(2) 取締役の報酬等の額

A. 役員報酬の内容に関する方針等

当社は、2012年1月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかわる決定方針を決議しております。なお、取締役会の決議に際しましては、あらかじめ報酬委員会に諮問しております。

(注) 当社は、2016年6月29日に監査等委員会設置会社に移行しましたが、同年7月15日の取締役会にて、取締役（監査等委員を除く。以下「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかわる決定方針については、従来の方針を継承することを決議しております。

a. 基本報酬に関する方針

- i 固定的部分と変動的部分の組み合わせにより構成しています。
- ii 取締役の役位・職務責任・経験年数・業績成果等により、本人のモチベーションを極大化するよう総合的かつ公平に決定しています。

b. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する方針 変動的部分に会社業績を一部反映しておりますが、今後業績連動報酬等の決定方法の透明化と、業績をより反映した報酬体系への見直しを引き続き検討してまいります。

c. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

2021年6月25日開催の取締役会において、代表取締役社長の平山泰行氏に対し、各取締役の基本報酬の額（固定的部分と変動的部分の配分を含む。）の決定を委任しております。

委任した理由は、代表取締役社長が各取締役の職務責任及びその執行状況について全般的に把握していると判断したためであります。

なお、委任された内容の決定にあたっては、あらかじめ報酬委員会がその妥当性を確認しております。

B. 当事業年度に係る報酬等の総額

取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）	6名	51,361千円
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く）	2名	7,950千円
社外役員	5名	11,250千円
	合計	70,561千円

① 上記のほか、使用人兼取締役の使用人分給与相当額 12,379千円

② 当期においては、業績を鑑み変動報酬は支払っておりません。

C. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ・決議日：2016年6月29日開催の第85回定時株主総会
- ・内容：監査等委員を除く取締役については総額240,000千円
監査等委員である取締役については総額60,000千円
- ・当該定めに係る員数：監査等委員を除く取締役 6名
監査等委員である取締役 4名

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 森谷弘史

- ・他の法人等の兼任状況は、マレリ株式会社社長、埼玉県人事委員会委員、株式会社ヨロズ社外取締役であり、これらの会社及び機関と当社との間には取引関係その他特別な関係はありません。
- ・自動車関連グローバル企業の経営者としての経験から、助言、提言、対策等必要に応じ意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するため適切な役割を果たしております。
- ・当期開催の取締役会13回のうち、在任期間中に開催された10回全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。

② 取締役（監査等委員） 加藤興平

- ・他の法人等の兼任状況は、弁護士（銀河総合法律事務所）、株式会社BANDAI SPIRITSの社外監査役であり、いずれも当社との間には取引関係その他特別な関係はありません。
- ・弁護士で法律事務所に所属し広く活躍しており、取締役会ならびに監査等委員会において専門的見地からの助言、提言、対策等必要に応じ意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するため適切な役割を果たしております。

11・当期開催の取締役会13回の全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。同様に、当期開催の監査等委員会13回のうち、11回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 取締役（監査等委員） 清家千春

- ・他の法人等の兼任状況は、ソフィア税理士法人の代表税理士であり、同法人と当社との間には取引関係その他特別な関係はありません。
- ・税理士であり自ら税理士事務所を運営し、取締役会ならびに監査等委員会において税法上の助言、提言、対策等必要に応じ意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するため適切な役割を果たしております。
- ・当期開催の取締役会13回の全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。同様に、当期開催の監査等委員会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④ 取締役（監査等委員） 齊藤健一

- ・他の法人等の兼任状況は、税理士法人サンク・アンド・アソシエイツの代表社員であり、同法人と当社との間には取引関係その他特別な関係はありません。
- ・税理士であり自ら税理士事務所を運営し、取締役会ならびに監査等委員会において税法上の助言、提言、対策等必要に応じ意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するため適切な役割を果たしております。
- ・当期開催の取締役会13回のうち、在任期間中に開催された10回全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。同様に、当期開催の監査等委員会13回のうち、在任期間中に開催された10回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新創監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額 40,000千円

当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 40,000千円

上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めております。

会計監査人の報酬等については、監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。

なお、当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法の「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」の規定に基づき、内部統制報告書を提出するため、グループ会社も含めて内部統制システムが適切に運用されるよう、整備・運用体制を構築しております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンスにかかわる規程を整備し、これを役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

総務担当取締役を総括責任者とし、総務部においてコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたりとともに、同部を中心に役職員教育を行う。また、内部監査室は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は取締役会および監査等委員会に報告されるものとする。

役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合、すみやかに総務部へ報告できる体制を構築する。問題が発生した場合、総務部および関係部署は協議の上、再発防止策を策定し、取締役会および監査等委員会へ報告するとともに全社的に防止策を実施させることとする。子会社においても同様に取扱い実施する。

さらに、当社および子会社は健全な会社経営のため、反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規則およびその他関連規則に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。全取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全、品質、情報セキュリティ、与信等のリスクカテゴリー毎の社内規程および責任部署を定め、各部門の所管業務に付随するリスクについては各担当部門が行い、全社的なリスクを総括的に管理する部門は総務部とする。内部監査室は、部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会および監査等委員会へ報告する。

当社および子会社において事業活動上の重要な事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害を最小限にとどめる体制を整えることとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

毎期、事業部門毎の業績目標と予算を立案し、全社的な目標を設定する。月次の業績は迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役が取締役に報告する。子会社においてもこれらの報告に併せ、適宜報告する。

取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、取締役および事業部門の責任者が出席する業績進捗会議ならびに経営会議をそれぞれ月1回ずつ開催し、業績の進捗状況、目標未達の要因解析、改善策を各事業責任者から報告させ、業務執行に関する重要事項および権限分配を含めた効率的な執行体制を機動的に決定できるようにする。

(5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ各社全体の内部統制を担当する部署を内部監査室とし、グループ各社の業務を所管する事業部と連携し、グループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施すると共に、必要なグループ各社への指導・支援を実施する。

「関係会社管理規程」に基づき、グループ各社の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要事項についての協議を行う。また、内部監査室は、グループ各社の内部監査を実施し、その結果を取締役会、監査等委員会および所管事業部へ報告する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項およびその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は内部監査室を直轄する。監査等委員は必要に応じて、内部監査室の職員に監査業務に必要な事項を命令することができる。内部監査室の職員1名がこれにあたる。当該職員は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社および子会社の取締役および使用人は、法定の事項に加え、当社およびグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、コンプライアンスの状況、内部監査の実施状況、その他重要事項を監査等委員会に対してすみやかに報告するものとする。

監査等委員は、必要に応じて当社および子会社の取締役または使用人にその説明を求めることとする。

内部通報制度運用規則に準じ、監査等委員会に報告を行ったことを理由として報告者に対する不利な取扱いを禁止する。

また、監査等委員会は、監査法人、内部監査室と緊密な連携を図っていく。

なお、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、その費用が当該監査の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、監査等委員の請求等に従い、円滑に行うものとする。

7 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、毅然とした態度で臨み、これを拒絶することを基本的な考え方としております。平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等外部の専門機関と連携し、情報収集や管理、対応を行う体制を整えております。

8 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役会は13回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席いたしました。その他、監査等委員会は13回開催いたしました。
- ② 監査等委員は、監査等委員会において定めた監査方針および監査計画等に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役およびその他の取締役、子会社の取締役および監査役、内部監査室、会計監査人と意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門および子会社の内部監査を実施いたしました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	19,846,867
現金及び預金	10,948,290
受取手形	231,336
売掛金	3,086,052
電子記録債権	1,198,681
製品	1,610,843
半製品	151,224
仕掛品	835,946
金型	289,570
原材料及び貯蔵品	977,826
その他	520,380
貸倒引当金	△3,286
固定資産	15,839,976
有形固定資産	12,235,851
建物及び構築物	2,567,705
機械装置及び運搬具	2,932,664
土地	5,993,269
建設仮勘定	194,651
その他	547,560
無形固定資産	111,423
投資その他の資産	3,492,701
投資有価証券	3,271,448
繰延税金資産	187,682
その他	35,721
貸倒引当金	△2,150
資産合計	35,686,844

科目	金額
負債の部	
流動負債	11,117,328
支払手形及び買掛金	3,556,442
電子記録債務	1,326,163
短期借入金	5,061,967
未払金	369,551
未払法人税等	173,678
賞与引当金	138,678
環境対策引当金	500
その他	490,347
固定負債	1,466,655
繰延税金負債	776,816
株式給付引当金	30,972
環境対策引当金	6,670
退職給付に係る負債	505,141
その他	147,055
負債合計	12,583,984
純資産の部	
株主資本	21,850,094
資本金	7,256,723
資本剰余金	6,647,746
利益剰余金	15,413,431
自己株式	△7,467,807
その他の包括利益累計額	1,077,419
その他有価証券評価差額金	892,762
為替換算調整勘定	184,657
非支配株主持分	175,345
純資産合計	23,102,859
負債純資産合計	35,686,844

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) (単位：千円)

科目	金額
売上高	17,248,641
売上原価	15,133,391
売上総利益	2,115,249
販売費及び一般管理費	1,591,809
営業利益	523,439
営業外収益	197,668
受取利息	16,733
受取配当金	109,441
雇用調整助成金	26,821
その他	44,672
営業外費用	32,847
支払利息	27,055
固定資産除却損	4,026
その他	1,765
経常利益	688,261
特別利益	35,935
固定資産売却益	1,488
環境対策引当金戻入益	19,783
投資有価証券売却益	14,664
特別損失	1,092
投資有価証券売却損	1,092
税金等調整前当期純利益	723,105
法人税、住民税及び事業税	187,820
法人税等調整額	99,331
当期純利益	435,954
非支配株主に帰属する当期純利益	6,224
親会社株主に帰属する当期純利益	429,729

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	7,256,723	6,647,746	15,354,262	△7,468,519	21,790,213
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△2,072	—	△2,072
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	7,256,723	6,647,746	15,352,190	△7,468,519	21,788,140
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△368,487	—	△368,487
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	429,729	—	429,729
株式給付信託による自己株式の処分	—	—	—	712	712
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	61,241	712	61,953
当連結会計年度末残高	7,256,723	6,647,746	15,413,431	△7,467,807	21,850,094

	その他の包括利益累計額			非株主支持配分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,145,066	208,817	1,353,884	169,613	23,313,711
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	△2,072
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	1,145,066	208,817	1,353,884	169,613	23,311,639
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△368,487
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	429,729
株式給付信託による自己株式の処分	—	—	—	—	712
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△252,304	△24,160	△276,464	5,731	△270,732
連結会計年度中の変動額合計	△252,304	△24,160	△276,464	5,731	△208,779
当連結会計年度末残高	892,762	184,657	1,077,419	175,345	23,102,859

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社
中部鍛工(株)、(株)セイタン、サイアム・メタル・テクノロジー社、つくば工機(株)、(株)エヌケーケー

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社については、次のとおりであります。

会社名 サイアム・メタル・テクノロジー社
決算日 12月31日

連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

3. 重要な会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価値のない株式等

以外のもの・・・・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価値のない株式等・・移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準 : 原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

評価方法 : 主として原材料・金型は個別法、製品（賃貸機器を除く）・半製品・仕掛品・貯蔵品は移動平均法、賃貸機器は総平均法による原価から定額法による償却費を控除した額

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として当社及び国内連結子会社は、定率法（ただし、当社の賃貸用建物及び1998年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用し、在外連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～10年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

環境対策引当金

法令により義務付けられているポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物等の撤去、処分等に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

株式給付引当金

株式給付規定に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額等を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①鍛造事業

鍛造事業においては、自動車部品、建設機械部品等の製造及び販売を行っております。

これらの製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品を顧客に引き渡した時点で支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、一部の製品販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時からこれらの製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、有償受給取引については、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから概ね6ヵ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

また、事後的な対価の変動に重要性はありません。

②建機事業

建機事業においては、主に建設用機材の製造及び販売を行っております。

これらの製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品を顧客に引き渡した時点で支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから概ね6ヵ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

また、事後的な対価の変動に重要性はありません。

③物流事業

物流事業においては、物流機器の製造及び販売を行っております。

これらの製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品を顧客に引き渡した時点で支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから概ね8ヵ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

また、事後的な対価の変動に重要性はありません。

II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、買戻し義務を負っている有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品の棚卸資産を認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高について金融負債を認識しております。有償受給取引については、従来有償支給元への売り戻し時に売上高と売上原価を計上しておりましたが、加工代相当額のみを純額で収益として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、従前の会計処理と比較して、当連結会計年度の売上高は1,750,627千円減少し、売上原価は1,760,567千円減少しております。営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ9,940千円増加しております。また、棚卸資産は105,889千円減少し、流動資産その他は248,326千円、流動負債その他は134,569千円それぞれ増加しております。さらに利益剰余金の当期首残高は2,072千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

III. 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産減損について

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	12,235,851千円
無形固定資産	111,423千円

(2) 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

土地・建物等の時価下落や収益性低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額)まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

上記の一定の仮定に基づき、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の仮定が見積りと異なった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、減損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性について

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 187,682千円

(2) 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

将来事業計画により見積られた将来の課税所得に基づき、繰延税金資産を計上しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

上記の一定の仮定に基づき、将来の課税所得の見積りを行っております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の拡大と半導体不足に伴う会計上の見積りについて)

当社グループの連結計算書類は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。この連結計算書類の作成にあたっては、資産、負債、収益及び費用に影響を及ぼす会計上の見積り及び仮定を用いています。主なものは、固定資産、繰延税金資産等で、継続して評価を行っています。

新型コロナウイルス感染症の影響は、収束時期等を予測することが依然困難な状況にあります。感染者数の拡大と縮小を繰り返す中であっても、当社グループへの影響は徐々に緩和され、かつ限定的となってきております。鍛造品の主要マーケットである国内自動車産業は、需要の回復が見込まれる一方で、半導体不足による生産への制約が生じており、当社はその影響を次期の見通しに織込んでいます。また以上のような経済活動における不確実性は、不安定ながらも改善基調にあるものと認識しておりますが、中国のゼロコロナ政策に伴うロックダウンの影響や、ウクライナ情勢の混乱も加わり、サプライチェーンの寸断並びに資源価格の上昇といった弊害が生じてきております。従って経済活動は当面弱含みに推移し、平時水準への回復には、あと3年程度を要するものと見込んでいます。

以上を踏まえ、現時点で入手可能な情報を基に重要な会計上の見積りを行っていますが、半導体の供給動向や、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経済環境への影響が変化した場合には、上記見積りの結果に影響し、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

IV. 会計上の見積りの変更に関する注記

(退職給付に係る負債)

連結子会社であるサイアム・メタル・テクノロジー社は、当連結会計年度より、退職給付債務の簡便法の計算方法を変更しております。当該変更は退職給付債務の見積りに必要な情報が一定程度入手可能になり金額を合理的に見積ることが可能となったため行ったものであります。

この変更に伴い、当連結会計年度の退職給付に係る負債が51,975千円増加し、同額を退職給付費用として売上原価(48,281千円)、販売費及び一般管理費(3,694千円)に計上しております。

V. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 28,868,091千円

2. 当社グループにおいて、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りであります。

当座貸越極額及び貸出コミットメントの総額	6,700,000千円
借入実行残高	4,830,000千円
差引額	1,870,000千円

VI. 連結損益計算書に関する注記

固定資産売却益は、土地売却益であります。

VII. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 55,000,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	368,487	10円00銭	2021年 3月31日	2021年 6月28日

(注) 配当金の総額には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託 (J-E S O P)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式に対する配当金1,959千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	368,487	10円00銭	2022年 3月31日	2022年 6月29日

(注) 配当金の総額には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託 (J-E S O P)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式に対する配当金1,936千円が含まれております。

VIII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制としております。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は自己株式の取得と営業取引に係る資金調達であります。

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、支払金利変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	3,271,448	3,271,448	—
資産計	3,271,448	3,271,448	—
該当事項はありません。	—	—	—
負債計	—	—	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	3,271,448	—	—	3,271,448
資産計	3,271,448	—	—	3,271,448
該当事項はありません。	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

Ⅸ. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都及び神奈川県において、賃貸用のオフィスビル等を有しております。

2022年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は104,240千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
3,115,399	3,351,581

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額（時点修正を含む）であります。

X. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	鍛造事業部	建機事業部	物流事業部	不動産事業部	
日本	8,859,156	1,056,096	1,185,911	7,273	11,108,437
タイ	5,128,482	—	—	—	5,128,482
顧客との契約から生じる収益	13,987,639	1,056,096	1,185,911	7,273	16,236,920
その他の収益	—	804,395	—	207,325	1,011,720
外部顧客への売上高	13,987,639	1,860,491	1,185,911	214,598	17,248,641

※その他の収益は建機事業部のリースに係る収益及び不動産事業部の賃貸収益（共益費含む）であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等3. 重要な会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初予想される契約期間はすべて1年以内の契約であるため、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、注記の対象としておりません。

XI. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 625円49銭
- 1株当たり当期純利益 11円72銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は194千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、193千株であります。

XII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	7,003,905
現金及び預金	2,803,369
受取手形	154,618
電子記録債権	809,862
売掛金	1,344,908
製品	1,225,148
半製品	3,575
仕掛品	207,182
金型	127,887
原材料及び貯蔵品	116,351
前払費用	5,330
未収収益	4
前渡金	40,098
未収入金	152,153
その他	14,503
貸倒引当金	△1,090
固定資産	15,345,409
有形固定資産	7,789,278
建物	1,688,158
構築物	109,204
機械及び装置	523,021
車両運搬具	3,265
工具、器具及び備品	16,792
土地	5,437,997
建設仮勘定	10,838
無形固定資産	88,748
借地権	3,750
ソフトウェア	10,177
ソフトウェア仮勘定	73,809
その他	1,010
投資その他の資産	7,467,383
投資有価証券	3,262,576
関係会社株式	3,016,673
関係会社長期貸付金	1,227,000
その他	13,283
貸倒引当金	△52,150
資産合計	22,349,315

科目	金額
負債の部	
流動負債	6,673,036
支払手形	133,961
電子記録債務	1,358,130
買掛金	820,177
短期借入金	4,000,000
未払金	145,380
未払費用	58,931
未払法人税等	31,587
預り金	7,175
前受収益	7,554
設備関係支払手形	17,017
未払消費税	37,444
賞与引当金	55,676
固定負債	482,059
繰延税金負債	49,700
退職給付引当金	261,202
株式給付引当金	30,972
長期未払金	23,516
長期預り保証金	116,667
負債合計	7,155,095
純資産の部	
株主資本	14,302,190
資本金	7,256,723
資本剰余金	6,642,283
その他資本剰余金	6,642,283
利益剰余金	7,870,991
利益準備金	740,098
その他利益剰余金	7,130,892
別途積立金	5,179,000
繰越利益剰余金	1,951,892
自己株式	△7,467,807
評価・換算差額等	892,028
その他有価証券評価差額金	892,028
純資産合計	15,194,219
負債純資産合計	22,349,315

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	6,614,233
売上原価	5,762,792
売上総利益	851,441
販売費及び一般管理費	890,838
営業損失	39,397
営業外収益	199,644
受取利息	9,152
受取配当金	139,057
技術指導料	15,983
受取賃貸料	15,660
その他	19,790
営業外費用	19,101
支払利息	18,616
その他	484
経常利益	141,145
特別利益	14,664
投資有価証券売却益	14,664
特別損失	1,092
投資有価証券売却損	1,092
税引前当期純利益	154,717
法人税、住民税及び事業税	19,879
法人税等調整額	66,506
当期純利益	68,331

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
						別 積立金	途 線越利益 剰余金			
当事業年度期首残高	7,256,723	6,642,283	-	6,642,283	703,250	5,179,000	2,290,970	8,173,220	△7,468,519	14,603,707
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-	△2,072	△2,072	-	△2,072
会計方針の変更を反映した当事業年度期首残高	7,256,723	6,642,283	-	6,642,283	703,250	5,179,000	2,288,898	8,171,148	△7,468,519	14,601,635
事業年度中の変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△368,487	△368,487	-	△368,487
利益準備金の積立	-	-	-	-	36,848	-	△36,848	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	-	68,331	68,331	-	68,331
株式給付信託による自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	-	712	712
準備金から剰余金への振替	-	△6,642,283	6,642,283	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	△6,642,283	6,642,283	-	36,848	-	△337,005	△300,156	712	△299,444
当事業年度末残高	7,256,723	-	6,642,283	6,642,283	740,098	5,179,000	1,951,892	7,870,991	△7,467,807	14,302,190

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

	評価・換算差額等				純資産合計	
	そ の 評	他 価 値	有 差 額	証 券 金 額		評 差 額
当事業年度期首残高			1,144,397		1,144,397	15,748,105
会計方針の変更による累積的影響額			—		—	△2,072
会計方針の変更を反映した当事業年度期首残高			1,144,397		1,144,397	15,746,032
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			—		—	△368,487
利益準備金の積立			—		—	—
当期純利益			—		—	68,331
株式給付信託による自己株式の処分			—		—	712
準備金から剰余金への振替			—		—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△252,368		△252,368	△252,368
事業年度中の変動額合計			△252,368		△252,368	△551,813
当事業年度末残高			892,028		892,028	15,194,219

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 : 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

以外のもの・・・・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等・・移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準 : 原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

評価方法 : 原材料・金型は個別法、製品（賃貸機器を除く）・半製品・仕掛品・貯蔵品は移動平均法、賃貸機器は総平均法による原価から定額法による償却費を控除した額

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、賃貸用建物及び1998年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～50年

機械及び装置 5～10年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 株式給付引当金

株式給付規定に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

①鍛造事業

鍛造事業においては、自動車部品、建設機械部品等の製造及び販売を行っております。

これらの製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品を顧客に引き渡した時点で支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点に収益を認識しております。

また、有償受給取引については、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね6ヵ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

また、事後的な対価の変動に重要性はありません。

②建機事業

建機事業においては、主に建設用機材の製造及び販売を行っております。

これらの製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品を顧客に引き渡した時点で支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点に収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね6ヵ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

また、事後的な対価の変動に重要性はありません。

③物流事業

物流事業においては、物流機器の製造及び販売を行っております。

これらの製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品を顧客に引き渡した時点で支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点に収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね8ヵ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

また、事後的な対価の変動に重要性はありません。

II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

買戻し義務を負っている有償支給取引については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第104項に定める代替的な取扱いを適用し、個別計算書類においては、支給品の譲渡時に当該支給品の消滅を認識しております。

有償受給取引については、従来有償支給元への売り戻し時に売上高と売上原価を計上しておりましたが、加工代相当額のみを純額で収益として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、従前の会計処理と比較して、当事業年度の売上高は138,330千円減少し、売上原価は148,270千円減少しております。営業損失は9,940千円減少し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ9,940千円増加しております。また、流動資産その他は7,867千円増加しております。さらに利益剰余金の当期首残高は2,072千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産減損について

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	7,789,278千円
無形固定資産	88,748千円

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

土地・建物等の時価下落や収益性低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額又は使用価値のいずれが高い価額)まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

上記の一定の仮定に基づき、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の仮定が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において、減損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性について

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	341,765千円
繰延税金負債	391,465千円
当事業年度の計算書類に計上した繰延税金負債	49,700千円

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

将来事業計画により見積られた将来の課税所得に基づき、繰延税金資産を計上しております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

上記の一定の仮定に基づき、将来の課税所得の見積りを行っております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の拡大と半導体不足に伴う会計上の見積りについて)

「連結注記表 Ⅲ 会計上の見積りに関する注記 (追加情報)」に同一の記載内容を記載しているため、注記を省略しております。

IV. 貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産の減価償却累計額	9,920,641千円
2 関係会社に対する金銭債権、債務	
短期金銭債権	72,420千円
短期金銭債務	656,429千円
長期金銭債権	1,227,000千円

V. 損益計算書に関する注記

1 関係会社への売上高	33,503千円
2 関係会社からの仕入高	1,326,207千円
3 関係会社との営業取引以外の取引高	141,492千円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	18,344,802株
------	-------------

(注) 普通株式の株式数には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託 (J-E S O P)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式193,600株が含まれております。

Ⅶ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
仕掛品評価損	5,128千円
棚卸資産評価損	22,546千円
固定資産処分損	1,480千円
減損損失	104,098千円
賞与引当金	19,604千円
未払事業税	12,838千円
退職給付引当金	79,666千円
貸倒引当金	15,582千円
株式給付引当金	9,446千円
子会社株式評価損	4,527千円
会員権評価損	833千円
未払費用	2,882千円
未払金	7,494千円
長期未払金	7,172千円
繰越欠損金	639,367千円
その他	76千円
繰延税金資産小計	932,746千円
評価性引当額	△590,981千円
繰延税金資産合計	341,765千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△391,465千円
繰延税金負債合計	△391,465千円
繰延税金資産（負債）の純額	△49,700千円

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)
子会社	(株)セイタン	新潟県南魚沼市	350,000	鍛造品及びそれらの加工品・組立品の設計、製造、販売	(所有) 直接 100
子会社	(株)エヌケーケー	茨城県結城市	30,000	建設用機材及び物流機器の製造・販売	(所有) 直接 100
子会社	つくば工機 (株)	茨城県高萩市	10,000	鍛工品の機械加工	(所有) 直接 100

関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の兼任等	事業上の関係				
兼任4名	資金の貸付	資金の貸付	400,000	関係会社長期貸付金	1,177,000
兼任1名	当社製品の製造	製品の購入	1,010,194	支払手形	22,193
				電子記録債務	456,132
				買掛金	126,474
兼任2名	当社製品の機械加工	製品の購入	225,268	買掛金	22,788

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 製品の購入については、市場動向等を勘案して一般取引条件を参考にして決定しております。
2. 資金の貸付にあたっては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。担保は受け入れておりません。
3. 上記金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高（支払手形・電子記録債務・買掛金）には消費税等が含まれております。

Ⅹ. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解する基礎となる情報については、「連結注記表X. 収益認識に関する注記2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

Ⅹ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 414円52銭
2. 1株当たり当期純利益 1円81銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は194千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、193千株であります。

Ⅺ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

株式会社シンニッタン
取締役会 御中

新創監査法人
東京都中央区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 相川 高 志
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 上条香代子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シンニッタンの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シンニッタン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

株式会社シンニッタン
取締役会 御中

新創監査法人
東京都中央区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 相川 高 志
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 上条香代子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シンニッタンの2021年4月1日から2022年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第91期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針および計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新創監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新創監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月30日

株式会社シンニッタン 監査等委員会

常勤監査等委員 小林 謙治 ㊟

監査等委員 加藤 興平 ㊟

監査等委員 清家 千春 ㊟

監査等委員 齊藤 健一 ㊟

(注) 監査等委員加藤興平、清家千春及び齊藤健一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

会場ご案内図

会場

茨城県高萩市上手綱3333番地3
当社本社会議室

交通

常磐線高萩駅下車（車で約10分）
常磐自動車道高萩ICより車で約1分

